

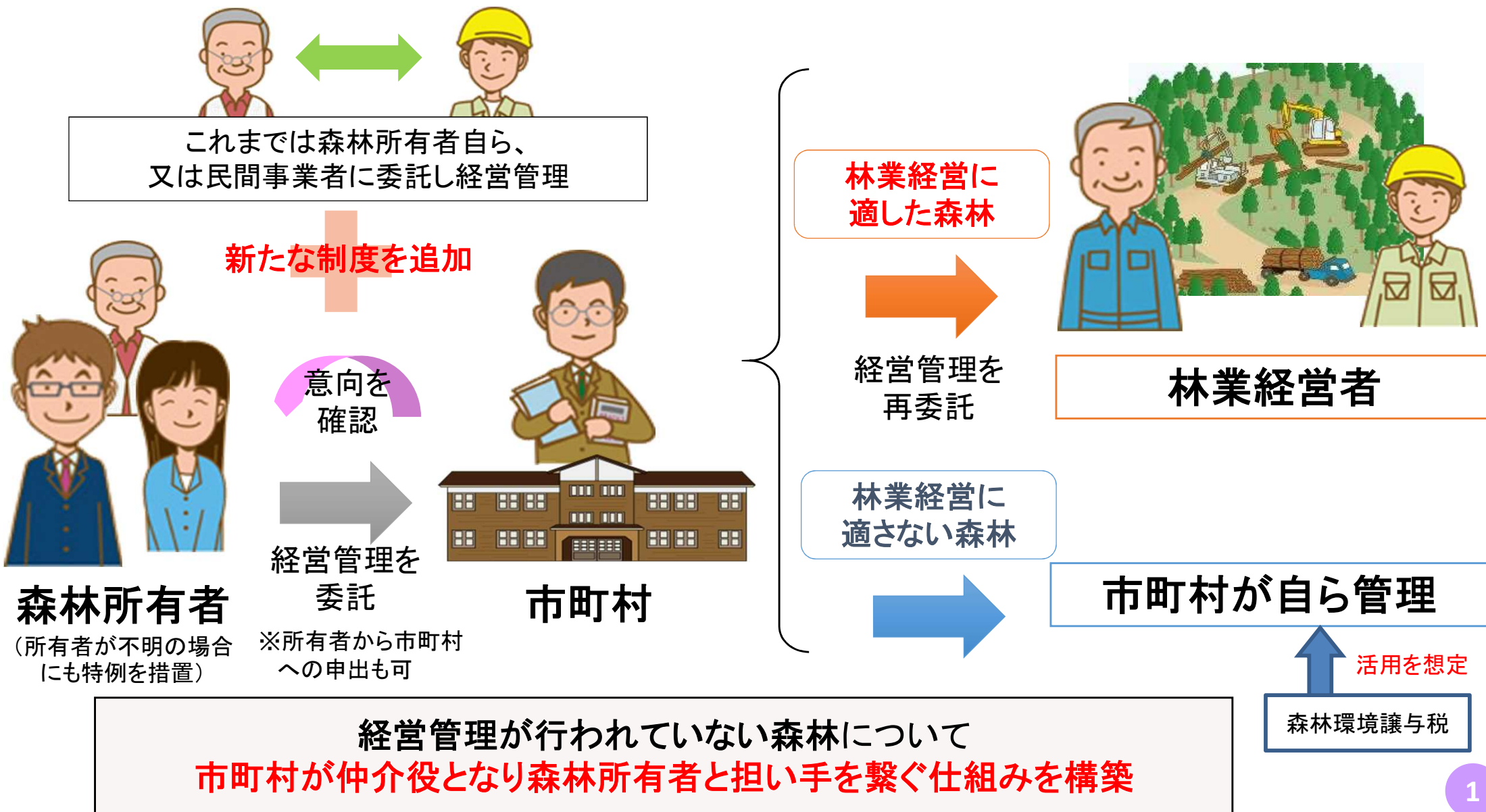
森林経営管理法の最近の動向等

令和2年12月

林野庁

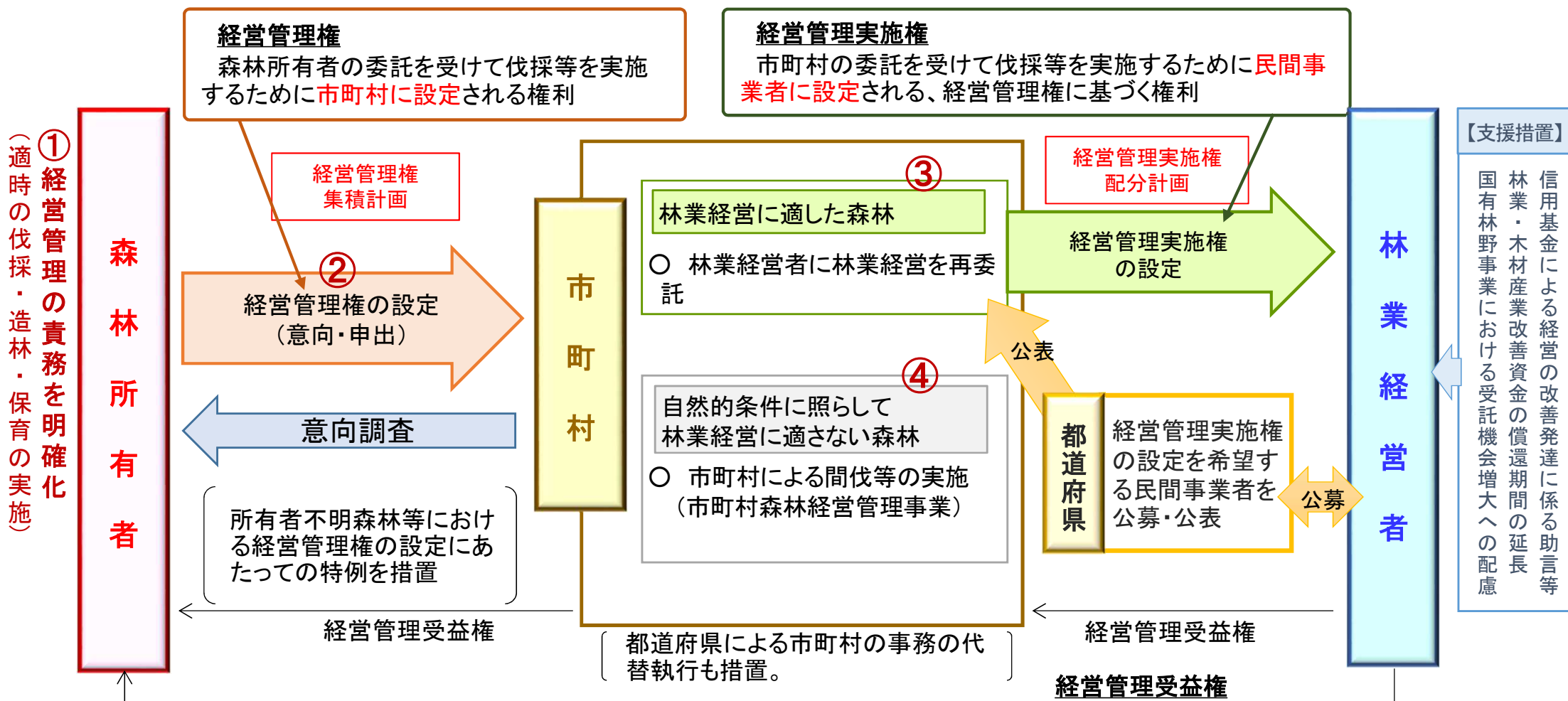
森林経営管理制度（森林経営管理法）とは

- **経営管理が行われていない森林**について、**市町村が森林所有者の委託を受け経営管理**することや、**林業経営者に再委託**することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進。



森林経営管理制度（森林経営管理法）の概要

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施

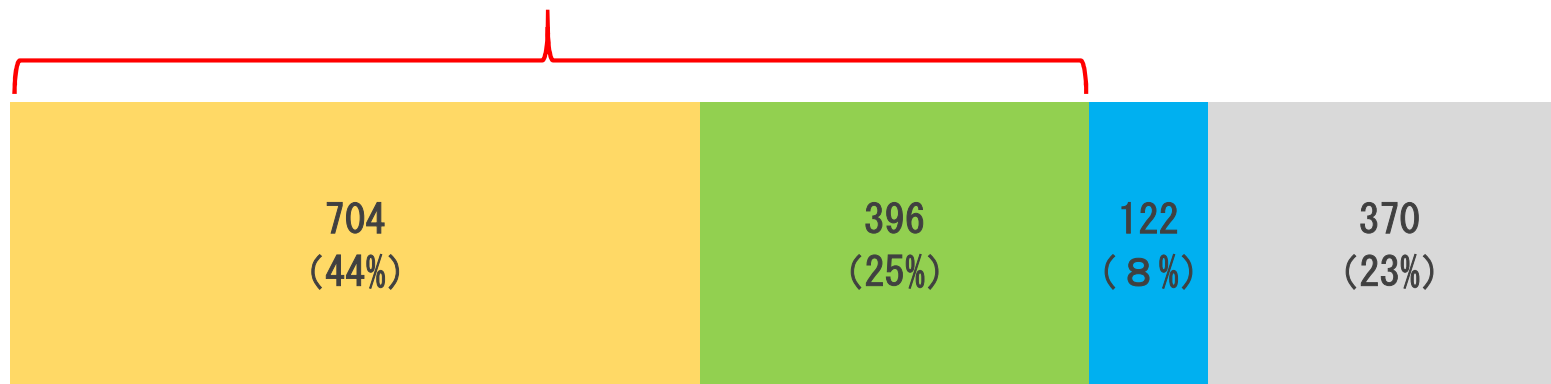


森林経営管理制度の取組状況① 【全体状況】

- 令和元年度には、私有林人工林のある市町村の約7割で意向調査の準備も含め森林経営管理制度に係る取組を実施し、経営管理の集積・集約化に向けてスタート。
- さらに、経営管理制度に基づく意向調査等に取り組むなど、市町村の約3割で経営管理の集積・集約化の取組が実施された。
- 意向調査は、390市町村（42道府県）で約15万haで実施されている。

森林の経営管理の集積・集約化に係る取組状況（令和元年度（速報値）） （市町村数）

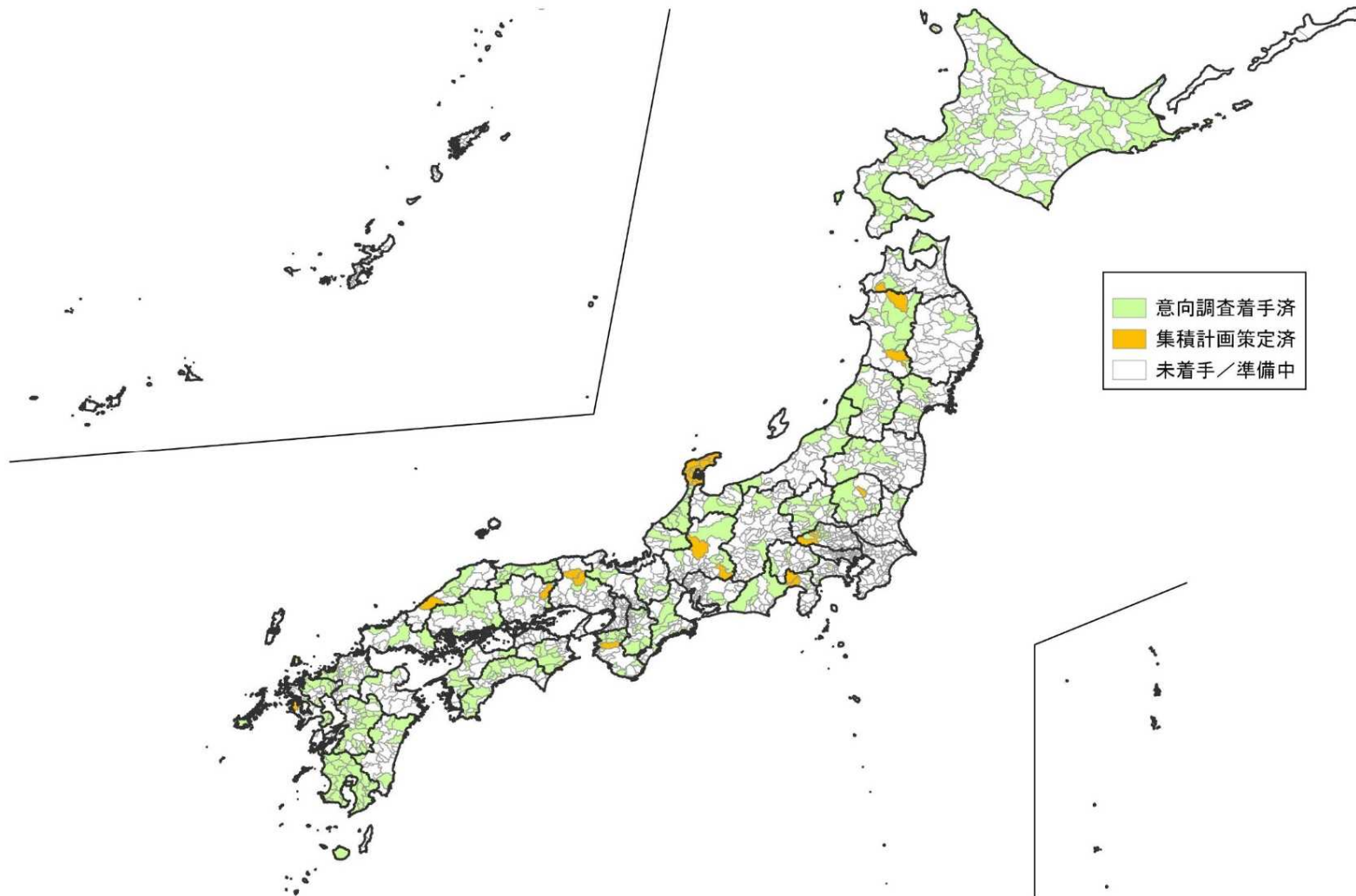
7割の市町村が森林の経営管理制度に係る取組をスタート



■ 集積・集約化の取組に係る準備 ■ 意向調査等を実施 ■ 既存の仕組みで経営管理等 ■ 取組無し

- 注：1）表記している令和元年度実績については速報値。
2）私有林人工林がある1,592市町村のデータ。
3）『意向調査等を実施』には申出のみを含む。
4）『既存の仕組みで経営管理等』とは、既に経営管理されている、別施策で実施等である。

- 令和元年度においても、意向調査を実施した市町村を中心として、経営管理の委託を受ける経営管理権集積計画の策定が実施
- 12県の23市町村において、562haの経営管理権集積計画が策定され、市町村による間伐や林業経営者への再委託が行われている



所有者不明森林等に係る特例措置

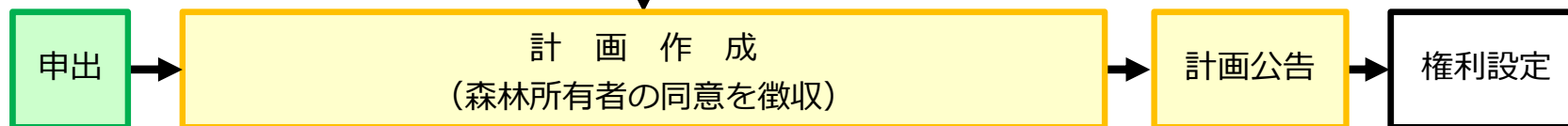
	森林所有者
	市町村
	都道府県

原則

森林所有者全員が知れており、全員が計画作成に同意

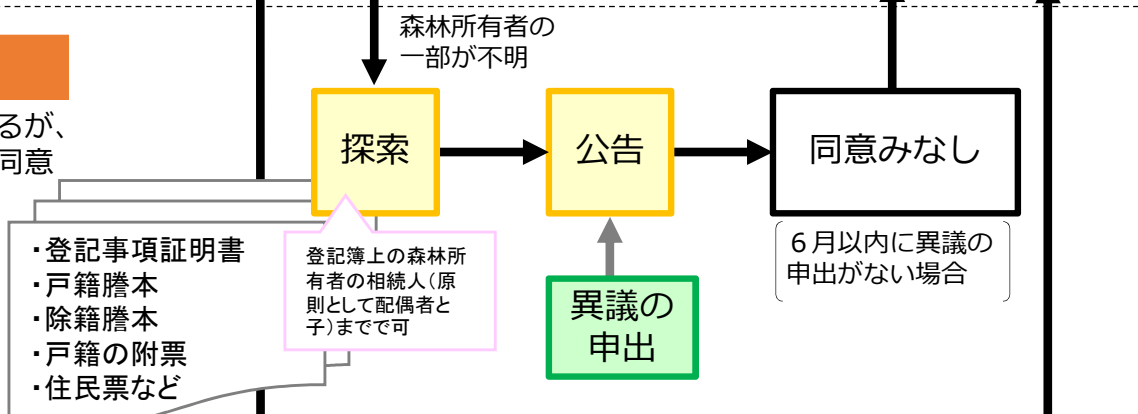
経営管理が適切に行われていない森林の特定

経営管理の状況等を踏まえ優先順位を立てて意向調査



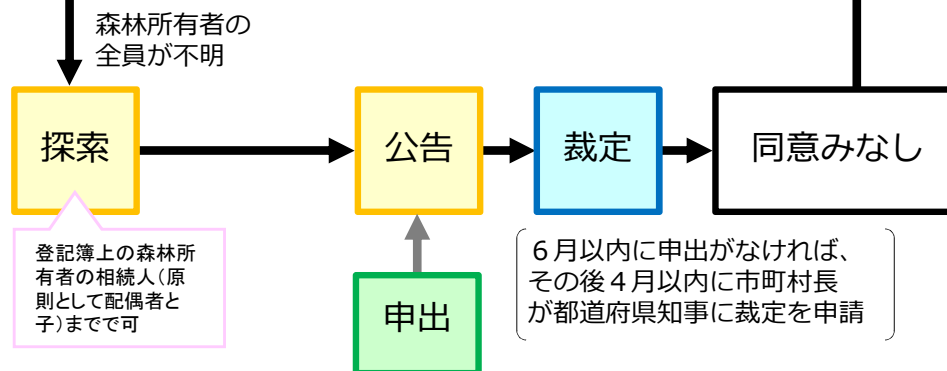
共有者不明森林の特例

森林所有者の一部が不明であるが、知っている全員が計画作成に同意



所有者不明森林の特例

森林所有者全員が不明



【留意事項】

- 存続期間の上限は50年
- 以下の場合には取消の申出可
- ◆ 民間事業者に経営管理**実施権**が設定されていない場合
 - ・ 共有者不明森林
 - いつでも取消申出可
 - ・ 所有者不明森林
 - 計画公告から5年以降に取消申出可
- ◆ 民間事業者に経営管理**実施権**が設定されている場合
 - ① 民間事業者の承諾を得た
 - または、
 - ② やむを得ない事情かつ民間事業者に対し損失の補償を行った場合に取消申出可

森林経営管理制度の取組状況③

【所有者不明森林等への対応】

- 森林経営管理法に基づく所有（共有）者不明森林等への対応については、**27市町**において、**所在が不明であった森林所有者の探索を実施（一部、探索を継続中）**。
- 探索により所在が判明した森林所有者については、改めて意向を確認するとともに、引き続き所有（共有）者が不明の森林については、今後、経営管理権設定に向けた公告等の手続きを検討。

森林所有者の探索の状況（令和元年度速報値）

都道府県	市町村	共有者不明森林		所有者不明森林	
		探索を行った所有者数	判明した所有者数	探索を行った所有者数	判明した所有者数
北海道	室蘭市	0	0	1	0
青森県	外ヶ浜町	0	0	1	0
	大鰐町	0	0	33	21
岩手県	岩泉町	0	0	66	26
宮城県	仙台市	0	0	6	5
秋田県	大館市	41	41	18	18
	鹿角市	3	2	11	7
栃木県	鹿沼市	0	0	8	8
	矢板市	2	2	42	42
新潟県	糸魚川市	2	2	8	6
岐阜県	高山市	0	0	8	6
	郡上市	30	0	2	2
三重県	尾鷲市	0	0	2	4
岡山県	美作市	0	0	81	34

都道府県	市町村	共有者不明森林		所有者不明森林	
		探索を行った所有者数	判明した所有者数	探索を行った所有者数	判明した所有者数
広島県	福山市	0	0	3	3
	府中市	2	2	42	42
	廿日市市	0	0	68	40
	世羅町	6	10	7	37
	美馬市	0	0	184	127
徳島県	上勝町	0	0	145	90
	つるぎ町	0	0	111	93
長崎県	西海市	0	0	11	3
	和水町	0	0	17	9
熊本県	小国町	1	1	0	0
	高森町	0	0	75	15
大分県	竹田市	150	2	0	0
宮崎県	えびの市	0	0	44	93

法改正の動向 【森林法の一部改正】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第10次地方分権一括法）の概要

内閣府地方分権改革推進室
令和2年6月3日成立
令和2年6月10日公布

第10次地方分権一括法

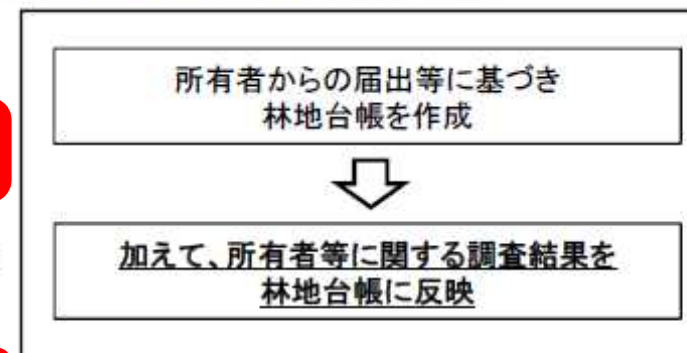
「提案募集方式（※地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年から導入）」に基づく地方からの提案について、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）を踏まえ、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

⑩市町村が実施する森林の土地の所有者等に関する調査結果を林地台帳に反映する見直し（森林法）

- 市町村が実施する森林の土地の所有者等を把握するための調査により得られた情報を林地台帳へ反映するものとする。

※ 地方税法上の守秘義務の対象である固定資産税情報について、本改正を受けて、市町村内部での利用を可能とする。

- これにより、森林の土地の所有者の正確な情報の把握が可能となり、市町村における森林法及び森林経営管理法に基づく業務の円滑な実施に資する。



（施行日：公布の日）

令和2年6月10日施行

〔森林法改正の意義・効果〕

従来

平成24年4月1日以降新たに森林の土地の所有者となった者の情報に限り、市町村税務部局から同林務部局に対して、固定資産課税台帳の情報を提供

今後

平成24年4月1日以前から森林の土地の所有者であった者の情報に関しても、固定資産課税台帳の情報の提供を受けられるように

<対策のポイント>

森林経営管理制度の円滑な実施に向け、市町村の森林・林業担当職員への指導・助言を行う技術者の養成や、森林経営管理制度に係る全国の知見・ノウハウの集積・分析等に取り組みます。

<事業目標>

- 森林経営管理制度の支援を行える技術者の育成（1,000人〔令和5年度まで〕）
- 私有人工林が所在する市町村のうち、森林経営管理制度の下で森林の集積・集約化に取り組む市町村の割合（10割〔令和5年度まで〕）

<事業の内容>

1. 市町村支援技術者養成事業（継続） 21,205（21,205）千円

- 森林経営管理制度の運用に当たって、森林・林業に関する幅広い技術・指導力を有し、**市町村の森林・林業担当職員を支援することのできる技術者を養成**します。

また、これまで養成してきた技術者の技術水準の維持・向上を図るための継続教育等を実施し、森林経営管理制度等への対応力を強化します。

2. 森林経営管理制度実施円滑化事業（継続） 20,000（20,000）千円

- 市町村が森林経営管理制度の運用を軌道に乗せることができるよう、**全国の知見・ノウハウを集積・分析し、市町村等に提供**します。

また、森林経営管理制度に措置された**所有者不明森林制度等**の特例措置を適切に運用できるよう知見を整理し、運用に係る**指標の整備**を行います。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

